

## 仮想通貨初の国際規制議論：3月のG20では何が出てくるのか

- 昨日、世界の金融当局関係者による「国際金融シンポジウム」が開催された。仮想通貨について、3月に開催されるG20財務大臣・中央銀行総裁会議で「議論する必要がある」と明言された。
- 来月のG20で議論されれば、仮想通貨についての初の国際議論となるため、動向が大いに注目される。昨日のシンポジウムでは、G20での論点として、「課税、セキュリティ問題」「マネーロンダリング対策」「中央銀行の関わり方」「金融政策への影響」等が例示された。
- 昨日の討議では、総じて厳しいトーンも示された。しかし、浅川財務官は、仮想通貨等のフィンテックには「リスクだけでなく機会もある」とし、「日本が議長国となる来年のG20でも議論が続くだろう」とコメント。少なくとも来月のG20で厳格な国際統一規制が決定する可能性は低そうだ。

### 「国際金融シンポジウム」で各地域の金融当局関係者が討論

2月22日、都内で、国際通貨研究所による「国際金融シンポジウム」が開催された。登壇者は、財務省の浅川財務官、クォールズ米FRB理事、レグリング欧州安定メカニズム総裁、シェン中国銀行業監督管理委員会首席顧問、ギニグウンドウ・フィリピン中央銀行副総裁という、日米欧亜各地域の金融当局関係者である。

ディスカッションのテーマは、世界の金利動向や、生産性の向上、金融規制のあり方、フィンテックの見通し、今後10年間のリスク領域等多岐に亘った。

なかでも興味深かったのは、一か月先に迫ったG20財務大臣・中央銀行総裁会議での、仮想通貨に関する議論の方向性についてだった。登壇者からは、「今回のG20で必ず議論しなければならない」と明言された。

### 仮想通貨は「仮想資産」。規制へのトーンには温度差

昨日の討議では、仮想通貨について、冒頭で、「“crypto-currency(暗号通貨)”ではなく“crypto-asset(暗号資産)”と呼ぶべきだ」と言い換えた。改めて、「通貨ではない」ということが強調されたうえで、今後の規制のあり方が討議された。

まず、仮想通貨は金融資産として膨張していることから(参考図表 1)、何らかの規制を検討すべきとの見方では、参加者全員が一致した。

【参考図表:仮想通貨の時価総額と取引高(出所:Coinmarketcap)】



一方、規制のあり方についてのトーンは登壇者によってまちまちだった。特に中国のシェン氏と日本の浅川氏の発言にはニュアンスの違いが目立った。

中国銀行業監督管理委員会首席顧問のシェン氏は、「通貨ではないから、自分たちの規制の範囲外だ」と見過ごすのではなく、早期に禁止すべきだ」との厳しい見方を示した。

これに対して浅川氏は、3月に開催されるG20財務大臣・中央銀行総裁会議での焦点として、「課税、セキュリティ問題」、「マネーロンダリング対策」、「中央銀行の関わり方」、「金融政策への影響」などを例示した。すなわち、直ちに禁止するというのではなく、問題点を修正していきつつ、金融システムへの影響を検証するというスタンスを示した。

更に、同氏は仮想通貨を含むフィンテック全体について、「大きな変革につながる可能性もあり、リスク面だけをとらえるのではなく、成長への機会としても捉えるべき」と、バランスのとれたコメントを付した。

**最終的な方向性決定には時間も。来年日本での G20 でも議論**

浅川氏は、仮想通貨については「来年の G20 でも議論が続くだろう」と発言した。

来年の G20 は、初めて日本で開催される予定だ(6 月末～7 月初旬、大阪が会場となる見込み)。議長国は、議題等を決める際のイニシアティブを取りやすいことから、現段階では、仮想通貨が来年の G20 の議題に入る可能性が高そうだ。これらの点から、少なくとも来月の G20 で厳格な国際統一規制が決定する可能性は低いと考えられる。

**ご留意いただきたい事項**

当社は、本書の内容につき、その正確性や完全性について意見を表明し、また保証するものではありません。記載した情報、予想及び判断は有価証券の購入、売却、デリバティブ取引、その他の取引を推奨し、勧誘するものではありません。過去の実績や予想・意見は、将来の結果を保証するものではありません。提供する情報等は作成時現在のものであり、今後予告なしに変更又は削除されることがございます。当社は本書の内容に依拠してお客様が取った行動の結果に対し責任を負うものではありません。投資にかかる最終決定は、お客様ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。本書の内容に関する一切の権利は当社にありますので、当社の事前の書面による了解なしに転用・複製・配布することはできません。内容に関するご質問・ご照会等にはお応え致しかねますので、あらかじめご容赦ください。

マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号  
加入協会:日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会